

## インドから日本への資金還流方法について

田中 啓介

南インドのチェンナイは3月中旬ごろから急に暑くなってきました。年度末の決算や監査で忙しい4月から5月にかけてこれから急激に気温が上昇しますが、一年で最もマンゴーが美味しい季節に突入するため楽しみにしているチェンナイ在住の日本人も多いと思います。

さて、インドに進出している日系企業にとって、インド法人が得た利益をいかに日本の親会社（＝株主）に還元するか、つまり、インドから日本への資金還流方法については多くの日系企業が頭を悩ましています。もちろん、日本の親会社が何らかのサービス等を提供している場合には、その対価として管理報酬や技術上の役務提供報酬、ロイヤリティなどを契約書等に基づいて支払うケースは多く、この場合にはサービス税や源泉所得税（TDS）、また、移転価格税制における税負担や税務リスクを合わせて取引スキームを検討することとなります。今回は、サービス等の対価としての支払ではなく、株主との関係性において資本や税引後の利益剰余金の資金還流方法について、一般的な配当以外の方法として「自社株買い（Buy Back Shares）」についてご紹介させていただきます。

「自社株買い」とは、既存の株主から自己株式を買い取り、当該株式を消滅させる手続きのことです。つまり、既存株主全員が自社株買いに応じる場合に限り、各株主の持ち分比率（＝会社に対する株主の影響力）を維持したまま株主へ資金を還元できます。なお、特定の株主のみが自社株買いに応じない場合には、当該株主の保有株式数が減少しないため、相対的に株式持ち分比率が高くなり、逆にその他の株主の株式持ち分比率は低くなります。自社株買いは、原則、付属定款（AOA：Article of Association）における当該規定の定めがあり、かつ、株主総会の特別決議で承認されれば実施可能ですが、以下のような条件を満たす必要があります。

- 自己株式の取得日から7日以内に消却
- 自己株式の取得日から30日以内にROCに登記
- 自己株式の取得金額が自己資本の25%を超えない
- 自己株式取得後の自己資本が負債金額の50%未満にならない
- 過去3年間に下記3つのいずれかの債務不履行がない
  - 1.預り金、利息の支払
  - 2.社債の償還、優先株式の償還
  - 3.借入金の返済

ちなみに、一般的には自己株式の買い取り価格が額面株価を上回る場合には、株式譲渡益（＝キャピタルゲイン）に対する課税がなされ、原則、株主は株式売却に伴って得た利益に対して税金を納税する必要があります。しかしながら、2013年度の税制改正において、インドにおいては非公開会社が額面株価を上回る価格にて自己株式を買い取る場合には、株主が納税をする代わりに、株式を買い取る会社側が「利益分配税（Tax on Distributed Income）」という税金を納税する必要があるという少し不可解な規定が発表されました（※インド所得税法第115QA条）。つまり、自社株買いにおいて株式譲渡益が発生する限りにおいては、支払企業側は配当時に納税義務が発生する「配当分配税（Dividend Distribution Tax）」に似たような「利益分配税」を結局は株主の代わりに払わなければならないことになったため留意が必要です。

いずれにしても、保有株式を額面価格で売却することに対して全株主からの異論がなければ、会社が自己株式を買い戻すことで、株式持ち分比率を維持したまま、理論上は課税されることなく資金を株主に還流させることができるため、インド進出日系企業にとっては資金還流のひとつの選択肢として利用できる可能性はあろうかと思えます。